

(別 紙)

柔軟剤・合成洗剤等におけるマイクロカプセルの使用規制を求める意見書 (案)

近年、柔軟剤や合成洗剤等の家庭用品において、香料をマイクロカプセル(プラスチック粒子)に閉じ込め、衣類に付着させて長時間香りを放出させる技術が広く普及している。しかし、この技術がもたらす「香害(こうがい)」による健康被害や、プラスチックによる環境汚染への懸念が全国的に深刻化している。

マイクロカプセルは、摩擦や熱によって破裂することで香料を放出するが、その際、カプセルの素材である合成樹脂(プラスチック)の微細な破片が空気中に飛散する。これが「マイクロプラスチック」として自然界に放出されるだけでなく、吸入によって人体の呼吸器系や粘膜に悪影響を及ぼす可能性がある。国立研究開発法人 国立環境研究所 環境リスク・健康領域の小池英子氏は「マイクロプラスチックは樹脂原料・添加剤のみならず、環境中で様々な有害物質を運ぶ媒体となる可能性があり、これらの複合的な健康影響が懸念される」と指摘している。環境省の2023年度調査によると、日本周辺海域(東アジア海域)のマイクロプラスチック濃度は1立方メートル当たり3.74個で、これは北太平洋の16倍、世界平均の27倍という極めて高い数値である。

実際に、特定の柔軟剤等の使用により、頭痛、めまい、倦怠感、ぜんそく、化学物質過敏症の発症・悪化を訴える市民が増加しており、公共の場や学校生活において日常生活を営むことが困難になる事例も報告されている。このようなことから、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省は連名で香害の周知啓発ポスターを作成している。また、微細なプラスチック粒子は下水処理施設を通り抜け、海洋生態系へ蓄積されることも懸念されており、環境への負荷は看過できない状況にある。

欧州連合(EU)では、欧州化学物質庁(ECHA)を中心に、製品に意図的に添加されるマイクロプラスチックの規制が進められている。一方、我が国においては、業界団体による自主的な取組にとどまっており、市民の健康保護及び環境保全の観点からは不十分と言わざるを得ない。

よって、国においては、国民の健康で文化的な生活を確保するため、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. マイクロプラスチックの意図的添加規制

柔軟剤、合成洗剤、化粧品等において、香料等の保持を目的として意図的に添加されるマイクロカプセル類の使用を禁止、または厳格な法規制を設けること。

2. 成分表示の義務化と情報公開

消費者が適切な選択を行えるよう、マイクロカプセルの材質や含有量、及び使用されている香料成分の化学物質名の具体的な表示をメーカーに義務づけること。

3. 健康被害の実態調査と周知徹底

香料及びマイクロカプセル吸入による健康影響について引き続き科学的な調査研究を行い、化学物質過敏症等への理解を深めるための啓発活動をさらに推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

} 宛